一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、稲城市役所又は東京法務局八王子支局に照会すること。

平成二十七年一月十三日

法務大臣　上川　陽子

東京府南多摩郡稲城村大丸四百九十三番地　乗松　金次

○法務省告示第二十五号

大阪市平野区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年一月十三日

法務大臣　上川　陽子

大阪市住吉区平野政所町三丁目五番地　島田傳次郎

○法務省告示第二十六号

北海道標津郡中標津町役場保存の次の原戸籍及び除籍が滅失した。

平成二十七年一月十三日

法務大臣　上川　陽子

北海道標津郡中標津町字西竹四十三線北七十八番地　伏見　**廣**二

○法務省告示第二十七号

東京都新宿区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十七年一月十三日

法務大臣　上川　陽子

東京都新宿区住吉町四十三番地　小出　祐弘

○法務省告示第二十八号

千葉県南房総市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十七年一月十三日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡白浜町白浜五千二十六番地　押本　國松

○法務省告示第二十九号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年一月十三日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡八束村深名千四百九十四番地　渡辺勘右エ門

○法務省告示第三十号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年一月十三日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡八束村深名千四百六十七番地　渡辺常**五**郎

○法務省告示第三十一号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）及びこれらに基づく命令に基づき、在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示（平成二十三年法務省告示第五百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月十三日

法務大臣　上川　陽子

別表第二のe4e5の項の次に次のように加える。

e4e6	**姉**
e4e7	**祐**
e4e8	**乞**
e4e9	**佗**
e4ea	**龝**
e4eb	**蝋**

別表第四の一のe47dの項の次に次のように加える。

e4e8	5c79

別表第四の二のe4e5の項の次に次のように加える。

e4e6	598a	598c
e4e7	7950	
e4e9	4edb	6bdb
e4ea	9b4f	
e4eb	9814	

○農林水産省告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市脇町大字脇町字畳屋敷一一六四の一（次の図に示す部分に限る。）、字西城山一七八五、一七八六、一七九四の一、一七九四の三、一八四五の一、字東城山一七一九の一、字井口東九八、字井坪二六、二六の二、三五から三八まで、字平帽子七〇五の一、七〇八、七〇九の一、七一〇、七一一、字西赤谷一八四〇の三、二八四九、三一八四、三三七四、三三九七、三三九八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市脇町字井口六八六、八一〇、八四〇から八四三まで、字井口東二三の二、七九、八四の一から八四の四まで、八五の二、一四二の二、一四六の三、一六三、一六四の一、一六四の三、一六七の一、一六七の二、一七一の一、一七一の二、二一六の一、二一六の二、二一七の一、二一七の二、二一八の一、二一八の二、二一九の一、二一九の二、二二〇から二二五まで、二二六の一、二一七の一、二一七の二、二一八の三、二一九の一、二二〇から二二まで、字楠ヶ佐古九の一、一〇、二〇から二二まで、二四、二五、字小星一二四三、字下ス木一七、一八、四四から四六まで、字下中野三五、三五の二、字中八　五九五、六〇一の二、六〇一の三、六〇二、六〇三、六五〇の三、字平帽子七八九の一、七八九の二、八〇一の一、八〇一の二、八〇五、八〇六、八〇七の六、八〇八の二、八〇九の一、八〇九の二、八一〇の一、八一〇の二、八一一の一、八八九、九一九の三、九一九の八、九一九の九、九二一の一、九二一の二、九六四の二、九六四の三、九六四の四、九六五の一、九七五の一、九七五の二、九七六の一、九七六の二、九七七の一、九七七の二、九七八から九八〇まで、字横倉二二二、二三三、五七五から五八二まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井口八一〇、八四〇から八四三まで、字井口東二三の二、七九、八四の一から八四の四まで、八五の二、一四二の二、一四六の三、一六三、一六四の一から一六七の一、一六七の二、一七一の一、二〇九、二一二から二一五まで、二一六の一、二一七の一、二一八の一、二一八の二、二一八の三、二一九の一、二一九の二、字楠ヶ佐古九の一、一〇、二〇から二二まで、二四、二五、字小星一二四三、字下ス木一七、一八、四四から四六まで、字下中野三五、三五の二、字中八　五九五、六〇一の二、六〇一の三、六五〇の三、字平帽子七八九の一、七八九の二、八〇一の一、八〇二、八〇五、八〇六、八〇七の六、八〇八の二、八〇九の一、八〇九の二、八一〇の一、八一〇の二、八一一の一、八八九、九一九の三、九一九の八、九一九の九、九二一の一、九二一の二、九六四の二、九六四の三、九六四の四、九六五の一、九七五の一、九七五の二、九七六の一、九七六の二、九七七の一、九七七の二、九七八から九八〇まで、字横倉二二二、二三三、五七五から五八二まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）